

令和7年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和7年2月7日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

9名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 欠 席 委 員

3番 中 野 栄

5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条について

議案第 2 号 農地法第 5 条について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 非農地判断について

報告第 4 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 5 号 農地法第 18 条（通知）について

報告第 6 号 あっせん譲受等候補名簿の登録について

報告第 7 号 農用地利用集積計画の変更について

三須清一会長 ただいまから令和7年第2回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

7番 川村 泉治委員。

8番 根本 博委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」3件、議案第2号「農地法第5条について」3件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）5件、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規2件、再設定1件、議案第5号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明を終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号、整理番号 1 番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第 1 号、整理番号 2 番「農地法第 3 条について」審議したいと思います。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は 7 ページになります。

整理番号 2 番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 290 平方メートルの賃貸借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 900m に位置しています。

位置図は、議案資料の 10 ページをご覧ください。

受人は〇〇の方で、渡人も〇〇の方です。

自宅から近く、自家消費として耕作ができるため、賃貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 1 号、整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人・渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回取得する耕地で本人が年間 180 日です。

草刈り機を所有しています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2号各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第1号、整理番号3番「農地法第3条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は13ページになります。

整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は594平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の南側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の16ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

自宅から近く効率よく耕作ができるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号、整理番号3番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人・渡人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は自作地のみ約1.11ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、母が360日、祖母が300日です。

トラクター、耕運機、農用自動車等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号3番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

なお、整理番号1番、整理番号2番は同一事業のため、一括して審議を行います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年2月7日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

整理番号1番、整理番号2番は、同一事業のため、一括して説明いたします。

議案資料は19ページからとなります。

申請地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田3筆、地目畑2筆、合計面積は1,657平方メートルの所有権の移転をするものです。

太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約300mに位置しています。

位置図は、議案資料の27ページをご覧ください。

受人は株式会社ハウスプロデュースで、渡人は〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

計画する太陽光発電施設は、パネル板180枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5kWを発電するものです。

土地造成については、整地のみで盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、整地により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、周辺土地所有者及び隣接農地所有者へ事業計画及び影響防止策を説明しましたが、特に意見等はありませんでした。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社への売電は、1kW 当たり税込〇円です。

電力会社へ申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号、整理番号1番、整理番号2番について調査結果を報告します。

第2調査会で双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500m以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見ある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、整理番号3番「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案資料は42ページからとなります。

整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は691平方メートルの使用貸借権を設定し、住宅を建設するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北東側約100mに位置しています。

位置図は、議案資料の43ページをご覧ください。

申請理由は、受人は現在賃貸住宅に住んでおり、農作業を行うたびに車で移動するなど効率が悪いことから、母親所有の土地に自己住宅を建設するものです。

上水は既設水道管から引き込み、雨水は浸透枡を設置し、敷地内に浸透させ、下水は合併浄化槽で処理後、既設水路に接続し放流します。

敷地を整地し、東側にコンクリートブロックによる土留を施工することにより、周辺土地に影響を及ぼすことはありません。

また、資力については、自己資金と借入金で賄う予定で、領収書と「JA住宅ローン事前審査結果のお知らせ」で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 2 号、整理番号 3 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で受人・渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 2 号、整理番号 3 番の「農地法第 5 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号、整理番号 3 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）」について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年2月7日 我孫子市農業委員会会長三清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は62ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、5件です。

整理番号1番から5番の転貸人は全て公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は5,996平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,186平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は4,312平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号4番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目田4筆、合計面積は5,438平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kg相当額です。

整理番号5番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は6,000平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約5.19ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間310日で、妻が約180日で、子及び子の夫が310日で、父が100日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約55.77ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日で、妻が300日で、子が280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約4.69ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.31ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が60日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号5番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.76ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻も250日、子が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契

約)について質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」審議します。

なお、整理番号2番については、○委員及び○委員が関係者となっております。

○委員及び○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)を決定するため審議を求める。

提出日 令和7年2月7日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は67ページからとなります。

農用地利用集積計画(案)の申請件数は、新規2件、再設定が1件です。

整理番号1番から3番の転貸人は全て公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号 1 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑 1 筆、面積は 842 平方メートルです。

受人は特定非営利活動法人みんなの広場「風」で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 2 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇地先の畑 4 筆、合計面積は 2,360 平方メートルです。

受人は株式会社あびペジで、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 3 番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑 1 筆、面積は 1,700 平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から議案第 4 号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 0.39 ヘクタールで、農業従事日数は、副施設長が年間 150 日、生活指導員「畑担当」も 150 日です。

整理番号 2 番の受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回取得する耕地で役員が年間 150 日です。

トラクターを所有しています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 3.67 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 330 日、妻が 270 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の各要件を満たしているこ

とから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。
以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」
質疑に入ります。

整理番号1番及び3番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番及び3番について、原案どおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番及び3番について原案どおり決定することとしました。

次に整理番号2番について質疑に入ります。

なお、○委員及び○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員及び○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員及び○委員退室）

整理番号2番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号 2 番について原案どおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号 2 番について、原案どおり決定することとしました。

○委員及び○委員を入室させてください。

（○委員及び○委員入室）

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 8 ページをお開きください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和 7 年 2 月 7 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 75 ページとなります。

農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の申請件数は、1 件です。

所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の畑 2 筆、合計面積は 309 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第5号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第5号について、調査結果を報告します。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.36ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間130日で、父が300日、母も300日、妻が100日、子が60日です。

トラクター、田植機、耕運機等を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第2調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第 1 号から 7 号までの 7 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、2 件受理しました。

届出事由は、寄宿舍用地及び公衆用道路が 1 件、公衆用道路が 1 件です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、4 件受理しました。

届出事由は、住宅が 3 件、宅地が 1 件です。

報告第 3 号は非農地判断「農地法の規定による許可を要しない土地の判断について」で、1 件判定しました。

事由は山林化です。

報告第 4 号は「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」で、1 件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第 5 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、3 件受理しました。

通知の事由は、合意による解約が 3 件です。

報告第 6 号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1 件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第 7 号は「農用地利用集積計画に基づく利用権の変更について」で、24 件通知がありました。

通知事由は、全て賃料の変更で令和 5 年第 7 回総会案件分が 1 件、令和 5 年第 2 回総会案件分が 3 件、令和 4 年第 7 回総会案件分が 4 件、令和 4 年第 2 回総会案件分が 1 件、令和 3 年第 5 回総会案件分が 1 件、平成 30 年第 5 回総会案件分が 1 件、平成 29 年第 10 回総会案件分が 3 件、平成 28 年第 10 回総会案件分が 10 件です。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 7 号について、何かご意見がありましたら挙手をお願い

いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。